

事務連絡
令和6年7月12日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

「システアミン塩酸塩を配合した化粧品の取扱いについて」の廃止について

システアミン塩酸塩を配合した化粧品の取扱いについては、令和6年3月26日付け事務連絡「システアミン塩酸塩を配合した化粧品の取扱いについて」（以下「事務連絡」という。）において、化粧品基準（平成12年厚生省告示第331号）の一部改正までの臨時的・特例的な取扱いについて周知したところですが、「化粧品基準の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第243号）が令和6年7月12日に告示され、同日から適用されることとなりましたので、事務連絡を廃止することとします。

つきましては、御了知の上、貴管下関係業者に対し周知方御配慮願います。